

世田谷区(平成27年7月30日公募要項公表)

No.	質問事項	回答
1	○公募要項1頁23行目 2(1)整備施設及び規模 サテライト型の場合、本体施設との距離はどの程度であれば問題ないか。	本体施設との距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならないとされ、具体的には通常の交通手段を利用して、おおむね20分以内で移動できることが目安となります。 なお、サテライト型には、単に本体施設との距離だけではなく、本体施設と密接な連携が確保されていることが求められますので、御留意ください。
2	○公募要項1頁25行目 2(2)併設施設等 老人短期入所施設の場合、地域密着型特養の定員29名とは別に計画することは可能か。また、その際に整備費補助はあるのか。	地域密着型特養の定員29名とは別に計画が可能です。なお、整備費補助について現在御説明可能なものは、公募要項5頁の6に記載のとおりとなっております。
3	○公募要項3頁4行目 4(3)地中埋設物等 存置杭等について、撤去は必ず必要か。	存置杭等を撤去した上で施設を整備するか、存置したままの状態での整備するかは、工事期間、工事が近隣に及ぼす影響、関係法令など総合的に勘案した上で、借受者において適切に対応してください。
4	○公募要項3頁11行目 4(4)建築上の法規制等 日影規制について、貸付予定地の東側及び西側を考慮する必要があるか。	東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例(昭和53年東京都条例第63号)及びその他関係法令等を遵守してください。
5	○公募要項5頁11頁 6整備費補助(予定) 防災拠点型地域交流スペースを設けた場合、整備費補助はあるのか。	整備費補助について現在御説明可能なものは、公募要項5ページの6に記載のとおりとなっております。
6	○公募要項6頁8行目 7(2)キ その他関係法令等 都が定める「老人福祉施設及び介護保険施設の整備補助に係る契約手続基準」の確認方法について伺う。	補助内示決定した事業者に対して、配付を予定しております。
7	○公募要項18頁 図面類(参考) 借受予定地(B)以外のAとCについて、整備計画を伺う。	Aについては、障害者施設として、生活介護(定員10人以上)、就労継続支援B型(定員30人以上)、共同生活援助(定員4人以上)を、Cについては、保育施設として、認可保育所(定員100名程度)を予定しております。
8	○公募要項22頁1行目 実施要綱第8条 審査会のメンバーに、第三者の委員は参加するのか。	都の審査会委員構成は公募要項25頁に記載のとおりです。
9	○公募要項22頁24行目 実施要綱第12条 診療所を併設する場合、貸付料の減額率が変わり、増額になるのか。	公募要項1頁の2(2)に記載のとおり、自由提案による併設施設等については、実施要綱第2条第2項に限定されています。
10	○借受申請書・添付資料 様式7 当初の設計会社と実施設計を行う設計会社が異なっても良いか。	借受者において適切に御判断願います。

No.	質問事項	回答
11	<p>○借受申請書・添付資料 様式10、12、20</p> <p>①福祉医療機構借入金について、借受申請書類の提出前に協議しておく必要があるか。</p> <p>②都及び世田谷区から利子補給を受けることは可能か。</p> <p>③借入見込みがある場合、どのように計算すればよいか。</p>	<p>①必要があります。</p> <p>②都及び世田谷区からの利子補給はありませんが、東京都福祉保健財団の借入金利子補給事業を利用する場合には、財団と事前に協議してください。</p> <p>③様式12の利子補給の欄に、施設ごとの資金調達内訳(様式10②参照)に基づき按分した利子補給額を記載してください。</p>
12	<p>○借受申請書・添付資料 様式12</p> <p>① 事務費支出について、福利厚生費・研修費・土地賃借料以外の項目を入力する場合はどうすればよいか。</p> <p>② 土地賃借料について、併設施設等がある場合は、賃借料を面積按分してそれぞれの事業ごとに計上すればよいか。</p>	<p>① 「土地賃借料」の下欄に行を追加して記載してください。なお、計算式が崩れないよう御注意ください。</p> <p>② そのとおり。</p>
13	<p>○借受申請書・添付書類 建物図面</p> <p>平面図について、借受者の決定後に図面の一部変更・追加等は可能か。なお、実施段階において都・区から変更の指示がある場合はあるか。</p>	<p>公募の趣旨に鑑み、変更等は基本的に認められません。ただし、補助協議等において、変更等が行われる場合があります。</p>
14	<p>○借受申請書・添付資料 工事見積書</p> <p>工事見積書はどの程度の項目の記載が必要となるか。</p>	<p>様式17にある「費目」ごとの費用が分かるレベルが必要です。</p>
15	<p>○事業者説明会 補足資料3</p> <p>非課税である旨記載された証明書とはどういったものか。</p>	<p>ア. 税務署が発行する書類(法人税・消費税関係) …納税証明書「その1」を提出してください。</p> <p>イ. 都税事務所が発行する書類(地方法人税・事業税関連) …滞納処分を受けていない証明書を提出してください。</p>